

新見市森林組合情報

2023.8



後列
山田 片山
石垣 縄
田井 江田
仲田 竹本
羽場 樋口
樋口 磯田
大月 池田
小川 宮崎
安達

前列

新役員紹介
6月29日の通常総代会にて、新役員が選任され、同日の理事会・監事会で次のとおり執行体制に決まりました。

代表理事組合長 竹本 俊郎
副組合長 磯田 耕治
実践的能力理事 池田 稔
理事 樋口 博道
理事 宮崎 和司
理事 縄 英治
理事 石垣 理
理事 山田 武
理事 片山 佐一
理事 大月 稔
理事 田井 義明
理事 羽場 洋一
理事 仲田増太郎
理事 樋口 博道
理事 宮崎 和司
理事 縄 英治
理事 池田 稔
副組合長 磯田 耕治
代表理事組合長 竹本 俊郎

監事 安達 学
監事 小川 節雄
代表監事 江田 英明

従業員紹介

今年度採用した2名の現業職員です。どうぞよろしくお願ひします。
(①最近ハマっていること ②好きな植物 ③挨拶&抱負)



氏名 佐々木 航
(ささき こう)
所属 林産班(間伐・搬出事業)

- ① ヘビヤトカゲの飼育
- ② ひまわり
- ③ 怪我をしないよう精一杯頑張りますのでよろしくお願ひします。

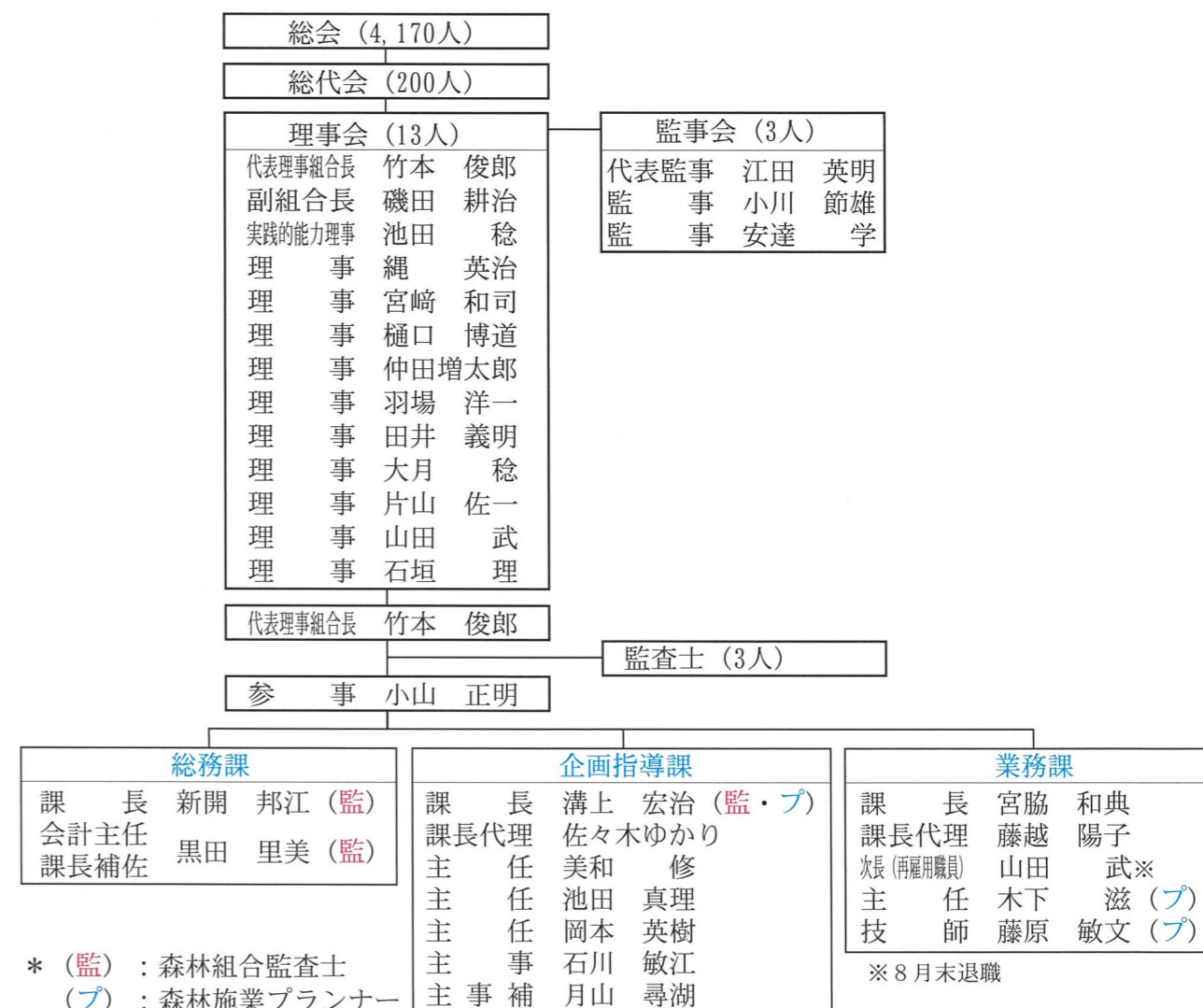


氏名 浅野 嘉章
(あさの よしあき)
所属 林産班(間伐・搬出事業)

- ① 読書
- ② 桜
- ③ 林業は未経験なので、新しい知識を早く身につけて自分の技術が役に立つよう努力していきたい。

組織図

(令和5年7月1日現在)



JForest
新見市森林組合

〒718-0002
岡山県新見市下熊谷407番地2
ホームページ(<https://niimi-shinrin.jp>)
TEL(0867)72-2179
FAX(0867)72-2428

座談会開催

9月6日から下表のとおり座談会を開催します。ご都合にあわせて会場をお選び下さい。

月日	時間	会場
9月6日(水)	午後2時から 午後4時	新見市森林組合 2階会議室
9月7日(木)		
9月8日(金)		

組合員の状況

①組合員数 (単位:人)

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退					当期末
			任意脱退	法定脱退			合計	
				資格喪失 *1	死亡 又は 解散	除名		
正組合員	4,214	20	14	19	31	0	50	4,170
准組合員	51	1	0	0	0	0	0	52
合計	4,265	21	14	19	31	0	50	4,222

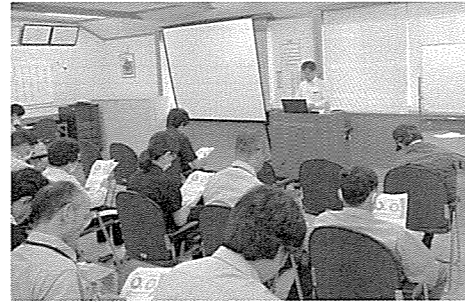
(注) *1 組合員から組合員への相続による資格の喪失です。

②出資口数 (単位:口)

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	132,870	1,442	1,967	132,345
准組合員	776	50		826
合計	133,646	1,492	1,967	133,171

～安全大会～

全国安全週間にあたり(7月1日～7日)安全大会を開催しました。水源林造林推進功労者表彰(現場従業員の作業管理等に従事した模範従業員)を受賞した山口利之班長に賞状と記念品を授与し、本組合の池田 稔実践的能力理事による講演では「労働事故防止」のための安全な労働環境の整備、「安全は全てに優先する」ことへの認識を深めました。



ご挨拶

残暑の候、組合員の皆様におかれましては、ご壮健でお過ごしのこととお慶び申し上げます。また、日頃より組合の運営に対しご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。これまで、時代に沿った「組織」づくりと効率のよい業務に努め、山主の皆様方に信頼を頂き、少しでも多くの利益還元ができることを考えて組合経営に取り組んで参りました。この度の任期満了に伴う役員改選により、6月29日開催の理事会におきまして引き続き私に代表理事組合長をとの推薦をいただき、身の引き締まる思いでお引き受け致しました。重責ではありますが、全力で任務を全ういたす所存であります。何卒これまで通りのご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

組合の「業務」については、林業の定義に基づき忠実に森林整備に努め「植える(植林)、育てる(保育)、伐る(間伐・主伐)、使う」循環型林業サイクルに則り、これからも一貫した施業を行い皆様の負託に応えたいと考えております。組合の「現状と運営」につきましては、長年の懸案であった支所を段階的に駐在としながらも課題解決に努め、令和5年3月末をもって廃止と致しました。これにより、限られた職員が効率よく職務に専念できる体制ができ、組織機構改革を成すことができました。今後は職員が地域の皆様に積極的に関わることで、様々なご不便を払拭すべく取り組んで参ります。「業績」については、安定した経営を続けることができ、これもひとえに皆様方のご協力のお陰であると思っております。また、令和2年度に森林組合法の改正により「実践的能力理事」の選任が義務づけられ、今年度から係る理事を1名選任致しました。今年度も「持続可能な森林経営」を目指すと共に、新時代が求める「森林クレジット*」など各種の新規事業にも積極果敢に取り組むたいと考えております。末尾になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

* 森林クレジットとは、造林・保育及び間伐といった適切な森林管理によって増加したCO2の吸収量を価値化(クレジット)して販売することです。

新見市森林組合
代表理事組合長 竹本俊郎

主伐作業についての留意点

現在、新見市の山林において、スギ・ヒノキなどの人工林が成熟期を迎え、主伐(皆伐)の作業が増加しておりますが、実際に作業を行う場合、各種の計画や制度に従った適切な施業を行う必要がありますので、以下の主な点にご留意下さい。

- 『森林経営計画』または『伐採及び伐採後の造林の届出』が必要となります。
- 標準伐期齢(スギ40年、ヒノキ45年)に10年を加えた林齢以上で伐採が可能です。
- 森林経営計画に基づく伐採を行う場合、団地内の立木蓄積量に対する成長量の範囲内での伐採が要件となります。つまり、団地ごとに主伐量の上限の設定があり、それを超えての伐採はできません。
- 主伐の実施後、5年経過しても更新が図られていない場合は、一部又は全部を植栽する必要があります。

皆伐再造林支援事業のお知らせ

岡山県森林組合連合会(県森連)では、森林組合と連携し、皆伐跡地の再造林促進のため、人工林の皆伐後の再造林と再造林に係る下刈に要する経費について、助成金を交付しています。交付にあたっては、県森連への木材の出荷と、出荷前の届出書の提出が必要です。また、その他にも条件及び規定等がありますので、詳しくは森林組合までご相談下さい。

- 再造林 最大12万円/ha⇒ドローンでの苗木運搬活用で最大15万円/ha
- 下刈り 最大7万円/ha・年 5年間

山を愛し森林を大切に作る従業員を募集しています。
新見の森林を守り育てる仕事です。

総代会終了報告

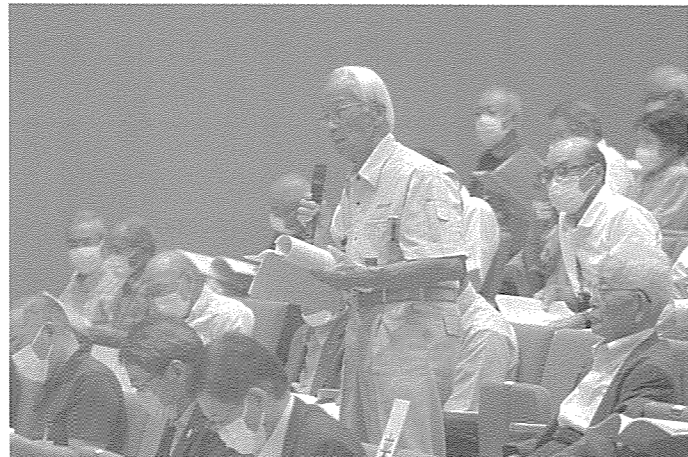
令和5年度の通常総代会(以下「総代会」という。)を総代数200名中170名(内委任状4名、書面議決者32名)の出席を得て、戎新見市長様をはじめご来賓のご臨席を賜り、6月29日午前9時30分より新見市神郷下神代 やまびこ広場神郷 しゃくなげホールにおいて、議長に大佐地区の森岡繁信氏を選任の後開会し、次に挙げる第1号議案から第11号議案までを原案通り可決し無事閉会致しました。特に第10号議案については、新役員が選任され同日の理事会で代表理事組合長、副組合長、実践的能力理事、代表監事が選出されました。また、令和4年度決算に基づく出資配当金は、3%の配当が決議されました。よって、令和4年度総代会で決議されたとおり1,000円単位で増資とし、1,000円に満たない部分は預り配当金として預らせていただきます。増資となった組合員様には明細書と新しい出資証券を同封しておりますので、金額をお確かめのうえ旧の出資証券は破棄をお願い致します。1,000円に満たなかった組合員様には明細書のみを同封させていただきますのでご了承下さい。

提出議案

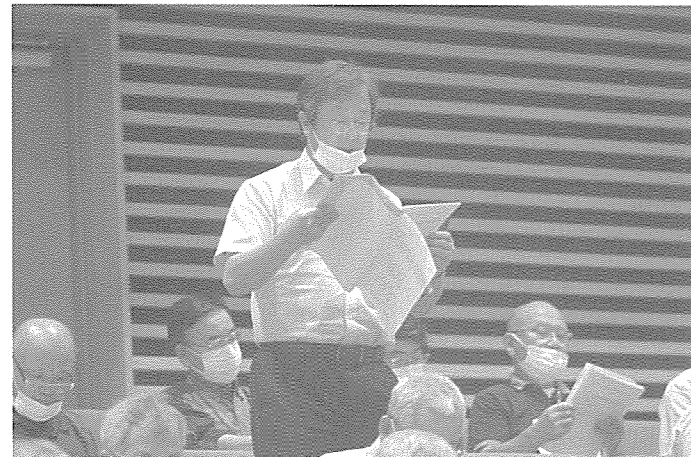
- 第1号議案 令和4年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案承認について
- 第2号議案 令和5年度事業計画承認について
- 第3号議案 借入金の最高限度額の決定について
- 第4号議案 貸付金の最高限度額の決定について
- 第5号議案 余裕金の預入れ金融機関の決定について
- 第6号議案 理事及び監事報酬額の決定について
- 第7号議案 役員退任慰労積立金取り崩しと役員退任慰労引当金への移行について
- 第8号議案 役員退任慰労金の支給について
- 第9号議案 規約の一部改正について
- 第10号議案 役員を選任について
- 第11号議案 組合員の除名について



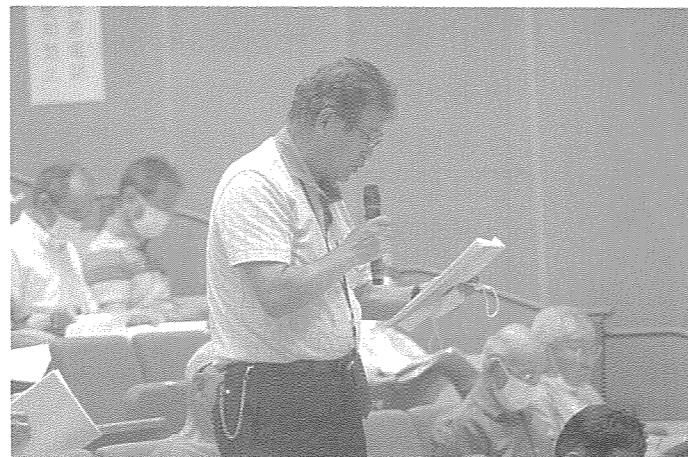
議場



畑総代様



田辺総代様



塚本総代様

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

科 目	内 訳	小 計	合 計	科 目	内 訳	小 計	合 計
【資産の部】				【負債の部】			
流動資産				流動負債			
1. 現金		58,062		1. 買掛金		5,608,022	
2. 預金		861,751,727		2. 未払金		62,247,413	
3. 売掛金				3. 未払消費税		5,234	
販売掛金	587,257			4. 未払法人税等		62,252,647	
買掛金	7,986,921			5. 賞与引当金		1,938,900	
貸倒引当金	△ 52,474			6. 前受金		9,711,100	
4. 棚卸資産		8,521,704		7. 預り配当金		17,330,979	
購入品(事業物資)	945,682			8. 預り配当金		348,076	
購入品(生活物資)	569,361			9. 受託販売預り金		5,424,972	
5. 前払費用*1		236,610				14,550	
6. 未収賦課金	2,196					119,357,888	
未収賦課金	127,398,303			流動負債合計			221,987,134
貸倒引当金	△ 799,547			固定負債			
7. 林産物		126,600,952		1. 退職給付引当金		118,488,602	
立替金		13,860,000		2. ウットプロセス整理引当金		4,577,659	
8. 支払保証金*3		1,210,000		3. 未利用材活用引当金		35,500,000	
9. 一般仮払金		1,043,753		4. 役員退任慰労引当金		875,000	
10. 立替金				その他			
林産立替金	28,396,197			1. 農林漁業資金借入金		3,244,567	
一般立替金	8,757,117			2. リース債務*5		2,190,348	
流動資産合計		1,051,951,165		固定負債合計			164,876,176
固定資産				負債合計			386,863,310
有形固定資産				【純資産の部】			
1. 建物		4,761,614		組合員資本			
2. 構築物		253,388		1. 出資金		133,171,000	
3. 機械装置		10,515,579		2. 利益剰余金			
4. 車両運搬具		9,195,269		法定準備金	182,973,838		
5. 器具備品		1,462,214		その他利益剰余金	483,892,579		
6. リース資産*4		3,306,027		任意積立金			
7. 土地		70,403,431		当期未処分剰余金			
8. 森林				当期剰余金	19,667,900		
所有林	931,720			前期繰越剰余金	17,646,925		
分譲林	2,511,141			3. 役員退任慰労金		5,484,917	
有形固定資産合計		3,442,861		4. 資本準備金		545,646	
外部出資その他の資産		103,340,383		組合員資本合計			843,382,805
外部出資				純資産合計			843,382,805
1. 系統出資金		71,318,000		負債・純資産合計			1,230,246,115
2. 系統外出資金		392,000					
長期貸付金							
1. 農林漁業資金貸付金		3,244,567					
外部出資その他の資産合計		74,954,567					
固定資産合計		178,294,950					
資産合計		1,230,246,115					

(注)*1 自動車リサイクル料等
 *2 立木買取分(木材相場の動向を見ながら作業・搬出)
 *3 新見市との事業契約保証金(事業が完了後返金あり)
 *4・5 イワジ工業 ワワグ U-5D (リ-ス期間: 令和元年9月1日~令和6年8月31日)

損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

科 目	小 計	合計	一 般 事 業				
			計	指 導	販 売	加 工	森 林 整 備
I 事業総損益							
1 事業総収益	487,833,777	487,833,777	0	65,371,976	13,110,189	409,351,612	
2 事業総費用	308,709,101	308,709,101	824,188	19,545,006	12,605,628	275,734,279	
事業総利益		179,124,676	△ 824,188	45,826,970	504,561	133,617,333	
II 事業損益							
1 人件費	111,636,682	111,636,682	11,041,836	23,203,734	412,071	76,979,041	
2 旅費交通費	1,427,767	1,427,767	142,115	285,568	4,263	995,821	
3 事務費	2,991,889	2,991,889	225,713	898,831	3,243	1,864,102	
4 業務費	2,260,390	2,260,390	234,989	514,274	7,890	1,503,237	
5 諸税負担金	3,236,740	3,236,740	197,992	863,416	5,939	2,169,393	
6 施設費	33,798,674	33,798,674	3,125,547	8,137,721	66,421	22,468,985	
7 雑費	619,288	619,288	58,701	135,642	1,761	423,184	
事業管理費計	155,971,430	155,971,430	15,026,893	34,039,186	501,588	106,403,763	
事業利益	23,153,246	23,153,246	△ 15,851,081	11,787,784	2,973	27,213,570	
III 経常損益							
1 事業外収益	4,402,421						
2 事業外費用	0						
事業外損益	4,402,421						
経常利益		27,555,667					
IV 特別損益							
1 特別利益	2,917,235						
2 特別損失	1,093,902						
特別損益	1,823,333						
税引前当期利益	29,379,000						
法人税、住民税及び事業税	9,711,100						
当期剰余金	19,667,900						
前期繰越剰余金	17,646,925						
当期未処分剰余金	37,314,825						

令和4年度 剰余金処分案









科 目	積算内訳	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金			37,314,825
II 剰余金処分額			
1 法定準備金	当期剰余金の5分の1以上	3,940,000	
2 任意積立金		12,000,000	
3 出資配当金	配当率3%	3,995,130	
III 次期繰越剰余金			17,379,695

令和5年度 補助事業一覧表(見込)

国庫補助(※一部単県補助)

令和5年8月現在

事業内容		補助金
人工造林	0.10ha以上 植栽本数 スギ・ヒノキ：2,000本/ha～3,000本/ha以上 広葉樹：1,200本/ha～3,000本/ha以上	(一例) 【少花粉桧コンテナ(3,000本/ha)再造林】 代理申請：886,000円/ha 組合受託：1,231,000円/ha 【ヤマザクラ(2,000本/ha)再造林】 代理申請：599,000円/ha 組合受託：832,000円/ha
雪起こし	0.10ha以上 1～25年生 立木の成立本数の30%以上が倒伏した場合	代理申請：21,000円/ha～110,000円/ha 組合受託：30,000円/ha～153,000円/ha ※表記の金額に被害率を乗じます
枝打ち	0.10ha以上 スギ・ヒノキの林分 11～30年生(間伐と一体施工は60年生まで) 枝打ち幅：1m以上2m以下または2m超～3m以下 枝打ち本数：1,200本/ha以上～1,800本/ha以上	代理申請：74,000円/ha～244,000円/ha 組合受託：103,000円/ha～339,000円/ha
下刈	0.10ha以上 1～5年生(雑草木の植生状況によっては対象外となる場合あり) ※6～10年生(要相談)	代理申請：107,000円/ha 組合受託：149,000円/ha
除伐	0.10ha以上 ※0.05ha以上(単県) 11～25年生	代理申請：110,000円/ha 組合受託：154,000円/ha
保育間伐(切捨)	0.10ha以上 ※0.05ha以上(単県) 11～60年生	代理申請：65,000円/ha～98,000円/ha 組合受託：91,000円/ha～137,000円/ha
間伐(搬出)	0.10ha以上 11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は、標準伐期齢(スギ40年、ヒノキ45年)の2倍まで可能の場合あり	代理申請：72,000円/ha～450,000円/ha 組合受託：100,000円/ha～626,000円/ha
森林作業道	1haの間伐等実施に対して、開設延長の200mまでが対象(到達路網含む)	代理申請：700円/m～1,600円/m 組合受託：1,000円/m～2,200円/m

補助要件等
<ul style="list-style-type: none"> 植栽本数は、樹種により、補助対象となる最低本数と最高本数が変わります。 補助金額は、樹種、本数、山の伐採前の状況により変動します。 補助金から、苗木代、森林保険料(10年間の加入義務)を控除いたします。 
<ul style="list-style-type: none"> テープ等の資材を使用する場合に補助対象とする。 補助金額は、被害前の生立本数によって変動します。 
<ul style="list-style-type: none"> 実施枝打ち幅は生枝を1m以上 枝下高は、地上おおむね8mを上限 補助金額は、枝打ち幅や枝打ち本数によって変動します。 地上から1m以下は補助対象外です。 
<ul style="list-style-type: none"> 雑草木により、植栽木の成長が阻害されるおそれがある場合に限る。 補助対象とするには、雑草木の植生状況が分かる写真が必要。 10月以降に作業したものは、原則補助対象外です。 
<ul style="list-style-type: none"> 不用木を全て除去 ※単県事業では面積要件が異なります。 
<ul style="list-style-type: none"> 主林木の伐採率は、本数の概ね30%以上(24～36%の間) 補助金額は、齢級、選木の有無で変動します。 ※単県事業では面積要件が異なります。 
<ul style="list-style-type: none"> 間伐率は、本数の概ね30%以上(24～36%の間) 1申請の搬出材積が10m³/ha以上 搬出材積上限は90m³/ha(これ以上出荷しても補助金額は変わりません) 補助金額は、選木の有無、定性または列状、搬出材積により変動します。 
<ul style="list-style-type: none"> 補助金額は、幅員(2.5mまたは3.0m)とそれに対する地山横断勾配によって変動します。 利用区域内において、間伐等の森林整備を2年以内実施すること。 

(注) ※補助金の対象とするには、原則、森林経営計画が必要となります。
 ※組合受託の補助金については、事業費に算入し精算いたします。
 ※補助要件や補助金額等は、年度内に変わることがあります。
 詳しい補助要件や補助金額の内容、及び作業金額につきましては、当組合までお問い合わせください。

《代理申請についての留意事項》※山主本人様が事業主体として作業される場合
 ・補助金から申請手数料(25%)と消費税を差し引きさせていただきます。
 ・必ず、作業前・中・後の写真の提出をお願いします。(前・後については同じ場所)
 ・補助対象とする場合、補助要件等をよくご確認の上、作業を行ってください。